令和８年（フ）第５４１６号
大阪府東大阪市上六万寺町４番33号　シャーメゾンソレイユアネックス　301
債務者　長田　楓加（旧姓清本）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西口　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６号
和歌山市布施屋669番地３
債務者　山谷　卓男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　克己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５８６号
埼玉県越谷市相模町２丁目233番地１
債務者　高島　知也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　法男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８５５号
北九州市若松区古前２丁目26番１号、前住所北九州市小倉北区馬借３丁目５番13号（３Ｆ）
債務者　尾崎　謙二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８７０号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目８番24号
債務者　安藤　颯真
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５３号
愛知県田原市日出町骨山1460―36、住民票上の住所愛知県豊橋市石巻町字青木17番地の２
債務者　伊藤　貴亮
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５６号
愛知県新城市字宮ノ後61番地９
債務者　仲井　美咲
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５８号
愛知県豊橋市老津町字南原172番地１
債務者　彦坂　晃作
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第８１３号
北九州市八幡西区本城３丁目19番64―101号
債務者　百留　大騎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０６２号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地31棟303号
債務者　張　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９３号
名古屋市名東区牧の里３丁目501番地　県営高針住宅４棟515号
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３０号
名古屋市昭和区川原通７丁目13番地　ＮＫ川名Ⅱ　１Ｂ号
債務者　中野　疾颯
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５８号
名古屋市瑞穂区川澄町４丁目２番地の１　スカイビュー瑞穂209号
債務者　渡辺　潤一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４８号
名古屋市天白区植田南３丁目910番地　グレースマンション植田101号
債務者　土井　弓美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６３号
愛知県名古屋市天白区野並２丁目20番地　ロマンジェ303号
債務者　勝　　洸久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６９号
愛知県知多市長浦２丁目314番地　オーブＡ201
債務者　野村めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部